

令和3年第3回伊賀市議会（定例会）

請 願 文 書 表

令和3年6月7日

1 受 理 番 号	請願第 1 号
2 受 付 年 月 日	令和 3 年 5 月 20 日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市猿野1337番地 阿波地域住民自治協議会 会長 村上 靖尚 外10名
4 請 願 の 件 名	支所廃止案の撤回について
5 請 願 の 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 支所の廃止に係る計画案を撤回されたい</li> <li>・ あわせて、6 支所の権能や機能を充実されたい</li> <li>・ もって、ひとが輝き地域が輝く「まち」の実現を確実にされたい</li> </ul> <p>伊賀市域 6 支所は、伊賀市誕生時に策定した新市建設計画に基づいて旧市町村単位に設置され、地域住民の最も身近な行政拠点として運営されてきました。</p> <p>今般伊賀市から、支所全てを廃止した上で、阿山地域と伊賀地域で構成する北部エリアと旧上野市南部地域と青山地域で構成する南部エリアに地域振興センターを設置し、大山田地域と島ヶ原地域を含むその他の地域は本庁で業務対応するとの案が示されました。</p> <p>伊賀市の将来像である「ひとが輝く地域が輝く自立したまち」を実現するため制定された自治基本条例の第37条に、市は住民自治活動を補完する行政機関として支所を設置し、同条第 2 項には、市長は市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努める旨が規定されています。</p> <p>支所は、高齢化が進む中において身近な行政事務の拠点として市民サービスに不可欠であり、大規模災害が続発する昨今においては防災対応の拠点として住民の安全安心に資しています。また、支所周辺を中核とした文化拠点や経済拠点への寄与も大きいものがあります。</p> <p>さらに、各住民自治協議会にあっては、マンパワーやスキル等、いまだ自治基本条例の要請に応える体制と機能を有するに至っておらず、各支所の指導や支援が必要不可欠な状況にあることから、支所廃止案の撤回をお願い申し上げます。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>
6 紹 介 議 員	西條 エリ子、西田 方計、川上 善幸 福岡 正康、桃井 弘子
7 付 託 委 員 会	総務常任委員会